

土浦市手話言語の普及の促進に関する条例（案）に係るパブリック・コメントの実施結果について

1 実施結果

土浦市手話言語の普及の促進に関する条例（案）に係るパブリック・コメントについては、次のとおり実施しました。

募 集 期 間	令和4年12月16日（金）から令和5年1月5日（木）まで（21日間）
募 集 方 法	パブリック・コメントの実施について、広報つちうら（令和4年12月中旬号）、市ホームページ、市公式LINE及び市公式ツイッターにより周知しました。 併せて、土浦市手話言語の普及の促進に関する条例（案）を市ホームページに掲載したほか、本庁舎（障害福祉課及び情報公開室）、各支所（都和・南・上大津・新治）、神立出張所及び各地区公民館（一中・二中・三中・四中・上大津・六中・都和・新治）に設置し、持参、郵送、ファックス、電子メール又はWEBフォームのいずれかにより募集を行いました。
意見提出者数	4名
意 見 件 数	4件
市ホームページ閲覧数	67件

2 提出された意見とその意見に対する考え方

番号	提出された意見	意見に対する考え方
1	第4条で「市民が手話を学ぶ機会の確保」とありますが、土浦市の企業には沢山のろう者が雇用されています。しかし、職場でのコミュニケーションが上手いかず、離職率も低くはないようです。 現在、実施されている入門や基礎講座だけではなく、この条例をきっかけに、ろう者を雇用している企業にも手話講座	本条例の目的の達成のために、必要な施策の検討と推進をしてまいります。

	の開催などが広がっていけば良いな、と思います。 前文には手話の普及だけが目的ではなく、ろう者に対する「正しい理解が必要」との文言がありますので、この条例で、ろう者への正しい理解が深まって行く事を強く望みます。	
2	条例が土浦市に住む方々に知って貰えるのは凄くいい事だと思います。手話通訳者等の中には手話を学んでいる人や学んだことがある人（奉仕員）も含まれると思いますが手話の入門基礎・サークル・通訳者になるための講座とありますが、通訳になるための講座までいかなくても基礎課程を修了した奉仕員も聾者を支援したい思いや情報保障の役に立ちたいと思っている人はたくさんいるはずなので、土浦市で開催される行事等にそういった手話学習経験者も参加応募できるような体制になれば、さらにステップアップしたい気持ちや聾者と関わりたい気持ちが増すのではないかと思います。土浦市には手話を学びたい、学んでいた聴者がたくさんいるのです。	本条例の目的の達成のために、必要な施策の検討と推進をしてまいります。
3	手話が言語として普及されることは聾者にも聴者にも必要なことであると思います。具体的には学校教育で子供たちが手話を学ぶ機会を作ったり、成人の方が手話を学ぶ講座の増設をしたりしていただきたいです。手話を主な言語にしておられる方の生き方考え方を知ることができます。手話を体得することは中途や老齢で難聴になったりしても言語としてコミュニケーションをとれます。子どもたちから高齢者まで、	本条例の目的の達成のために、必要な施策の検討と推進をしてまいります。

	どの人も幅広く豊かに人生を送ることに繋がる条例だと思います。誰もが自然に手話ができる土浦市になることを願い、自分ができることをさせていただきたいとも思います。	
4	①ろう者という言葉はどうかと思います。中途失聴者や難聴者を含めて聴覚障害者ではないでしょうか。 ②ろう者、ろう者以外の人々という文章がありましたが、土浦市在住の全ての人達ではないでしょうか。	①この条例案では、「ろう者」とは「手話を用いて日常生活及び社会生活を営む聴覚に障害のある者」と定義しています（条例案第2条第3項）。また、ろう者は、第一言語として手話を取得し、使用する自らを、誇りを持って「ろう者」と呼ぶそうです。 この条例案の目的は、手話の普及を目指す、というのですが、「手話言語」と、これを第一言語とする「ろう者」は、切っても切れない密接な関係である、といえます。 一方、聴覚障害は、病気や加齢に起因することも多く、中途失聴者や難聴者の全てが、意思疎通の手段として手話を用いる「ろう者」となるとは限りません。このような場合の多くは、補聴器を用いつつ、音声又は筆談により意思疎通を行うと思われます。 したがって、条例案における「ろう者」の箇所を「聴覚障害者」としてしまうと、手話の普及を目指す、という条例案の目的が希薄化することにつながりかねない、と考えます。 以上の理由から、原案のとおりといたします。 ②ご指摘の箇所は、前文及び第1条の「<u>ろう者とろう者以外の者</u>が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生しようとする地

	③表現方法にも気を遣い、もっと温かみのある条例にして欲しいと思います。また具体的な事が明記されておらず、もっと聴覚障害者の立場にたった条例にして欲しいと思います。	域社会の実現」の部分です。 土浦市在住の全ての人達が相互に人格と個性を尊重し合うこと自体は、あえて規定するまでもない当然のことなのですが、その一方で、ろう者は、その障害の特性が見た目では分かりづらく、ろう者以外の人々から、人格と個性の尊重を受けることが難しい生活を強いられてきた背景があります。 以上のことを踏まえ、原案の表現を用いておりますので、原案のとおりといたします。 ③温かみのある条例が具体的にどのような形を意味するのか必ずしも明らかではありませんが、この条例に限らず、条文は、正確かつ一義的に解釈できるものでなければならないことから、表現方法にはおのずと限界があるものと考えます。 具体的な施策等につきましては、「土浦市障害者計画」において定める予定です。本条例の目的の達成のために、必要な施策の検討と推進をしてまいります。
--	--	---